

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県足利市長

## 公表日

令和5年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③還付先口座の照会 公金受取口座登録制度によりマイナポータルに公金受取口座を登録している納税者から当該公金受取口座を還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合においては、情報提供ネットワークシステムを経由した情報連携により公金受取口座情報を取得し、当該公金受取口座に還付金の振込を実施する。
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 口座管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16、59、68項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、及び同法第22条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部納税課納税担当
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部納税課納税担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel.0284-20-2124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部納税課納税担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel.0284-20-2124

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	I-5-②所属長	収税課長 津布久 公夫	収税課長 飯塚 幸夫	事後	
平成30年6月21日	I-1-②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②納付書等の返戻	事後	
平成30年6月21日	I-5-②所属長	収税課長 飯塚 幸夫	収税課長	事後	
平成30年6月21日	II-1 対象人数	10万人以上30万人未満 平成27年4月1日時点	1万人以上10万人未満 平成30年7月9日時点	事後	
平成30年6月21日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年7月9日時点	事後	
平成30年6月21日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年5月7日	I-1-③ システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム 統合宛名システム	事後	
令和1年5月7日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表第一の第16、59、68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表一の主務省令に定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条	事後	
令和1年6月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月9日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月9日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和5年1月30日	I-5-① 部署 ②所属長の役職名	総務部収税課 収税課長	行政経営部納税課 納税課長	事後	
令和5年1月30日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部収税課収税担当	行政経営部納税課納税担当	事後	
令和5年1月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	総務部収税課収税担当	行政経営部納税課納税担当	事後	
令和5年1月30日	I-1-③ システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム	収納消込システム 統合宛名システム 口座管理システム	事後	
令和5年1月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	納付情報ファイル 宛名情報ファイル	納付情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	事後	
令和5年1月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月7日	令和5年1月30日	事後	
令和5年1月30日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月7日	令和5年1月30日	事後	
令和5年1月30日	I-1-② 事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③還付先口座の照会 公金受取口座登録制度によりマイナポータルに公金受取口座を登録している納税者から当該公金受取口座を還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合においては、情報提供ネットワークシステムを経由した情報連携により公金受取口座情報を取得し、当該公金受取口座に還付金の振込を実施する。	事後	
令和5年1月30日	I-4-① 事務の概要	実施しない	実施する	事後	
令和5年1月30日	I-4-② 法律上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、及び同法第22条第1項	事後	
令和5年1月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	